

**成長資金供給の充実のためのベンチャーファンドの上場制度の見直しに係る
有価証券上場規程等の一部改正について**

2026年10月13日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2026年10月16日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、未上場企業に対する成長資金供給の充実を目的として、上場ベンチャーファンドにおける資金供給方法の多様化を促すとともに、運用の柔軟性を向上させる観点から、上場制度について所要の見直しを行うものです。

II 改正概要

1. 主な投資対象資産

- ・ 未公開株等の定義に、未公開株等の発行者が発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）及び当該発行者を債務者とする投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権（いずれも投資法人が当該発行者の株券等を保有する場合に限る。）を加えることとします。
- ・ 継続保有株券等の定義に、継続保有株券等の発行者が発行する社債券（新株予約権付社債券を除く。）及び当該発行者を債務者とする投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権であって、当該発行者が発行する株券が上場株券等となる前から継続保有していたもの（いずれも投資法人が当該発行者の株券等を保有する場合に限る。）を加えることとします。
- ・ 未公開株等関連資産に、出資された財産を未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用することのみを目的として設立された株式会社が発行する株券、資産流動化法に規定する優先出資証券及び特定目的信託の受益証券（当該特定目的会社が取得した資産又は当該特定目的信託の信託財産を、主として未公開株等及び継続保有株券等に対する投資として運用するものに限る。）並びにこれらに相当する外国の法令に基づく権利及び外国の者の発行する証券を加えることとします。

（備 考）

- ・ 有価証券上場規程（以下「規程」という。）第1201条第16号c
- ・ 規程第1201条第6号c及びd
- ・ 規程第1201条第17号eからhまで

2. 運用資産の組入計画

- ・ 新規上場申請に係る提出書類のうち「運用資産の組入計画を記載した書面」及び「組入計画を達成する旨の確約を証する書面」に

- ・ 有価証券上場規程施行規則（以下「施行

ついて、運用資産の組入計画期間の上限を6か月以内から2年以内に見直します。	規則」という。) 第1305条第4項第2号
運用資産等に関する事項の開示において、当該組入計画の進捗状況を3か月ごとに1回開示することとし、当該組入計画を変更したとき又は当該組入計画が未達となったときは、その理由並びに今後の組入計画及びその進捗状況を併せて開示することとします。	施行規則別添8
3. 未公開株等投資比率	
未公開株等投資比率の計算に当たっては、金融商品取引所への上場に伴う公募若しくは売出しに際して取得した株券等(発行者が指定する販売先への売付けによるもの又は有価証券届出書等において当該株券等の取得に関する関心の表明が記載されているものに限る。)又は当該上場に伴う第三者割当に際して取得した株券等を、未公開株等及び継続保有株券等に準ずる資産として投資額に含めることとします。	規程第1305条第2号a
未公開株等投資比率の計算に当たっては、運用資産等の総額から、運用報酬、管理報酬その他これらに準ずる費用の支払原資として留保されている資産の額(未公開株等関連資産のうち当該留保額に相当する部分の額を含む。)を控除できることとします。	- 施行規則第1305条第3項 - 施行規則第1329条第20項
4. 投資法人の規約又はこれに類する書類	
ベンチャーファンド発行投資法人の規約の記載事項について、以下を追加します。	
① 上記「1. 主な投資対象資産」に記載の社債券及び金銭債権並びに未公開株等関連資産のうちこれらに相当する部分に投資しない旨又はこれらへの投資額の合計額が原則として運用資産等の総額の30%を超えない運用方針である旨。	- 規程第1305条第2号f (g) - 規程第1318条第2項第7号g
② 未公開株等、未公開株等関連資産及び継続保有株券等以外の資産の範囲に、投資信託法施行令第3条第7号に掲げる金銭債権を加えること。	- 規程第1305条第2号f (b) - 規程第1318条第2項第7号b
5. 総資産有利子負債比率に係る上場廃止基準の取扱い	
営業期間の末日に総資産有利子負債比率が20%を超えた場合において、その事由を記載した書面を提出し、当該事由が一時的な資金需要その他やむを得ない事由であると当取引所が認めたときは、上場廃止基準の適用対象としないこととします。この場合、当該ベ	- 規程第1318条第2項第8号 - 施行規則第1329条第17項第4号

ンチャーファンド発行投資法人は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとします。

6. その他

- ・ その他所要の改正を行います。

Ⅲ 施行日

- ・ 2026年10月16日から施行します。

以 上